津山市スポーツ少年団専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市スポーツ少年団設置規程第12条に基づいて設置する専門委員会に関することを定める。

(目的)

第2条 専門委員会は、津山市スポーツ少年団設置規程第4条の事業を分担し、事業を円滑に実施することを目的とする。

(委員の選出等)

- 第3条 委員の選出については次のとおりとする。
 - (1) 専門委員会の委員は、本部委員から選出する。また、本部長は必要に応じて関係機関、 関係団体及び学識経験者から委嘱することができる。
 - (2) 専門委員は、本部長が本部役員会で承認を得る。

(業務内容)

第4条 専門委員会は次のとおり設置し、その業務内容は「別表」による。 「総務・交流委員会」 「育成・指導委員会」 「広報委員会」

(役員)

- 第5条 各委員会に次の役員をおく。
 - (1)委員長1名
 - (2)副委員長若干名

(役員の選出)

第6条 委員長は、本部役員で互選する。

(役員の職務)

- 第7条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1)委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 委員長は本部役員会に出席して、業務に関する連絡・調整を行う。

(任期)

第8条 委員長、副委員長、委員の任期は、津山市スポーツ少年団設置規程第9条を準用する。

(会議)

第9条 各委員会の会議は、委員長が随時招集して担当の業務内容について検討し、本部役員会に報告する。なお、委員長がやむを得ない事由により本部役員会に報告できない場合は、代理人が報告することとする。

(その他)

第10条 この規程の改廃は、本部役員会で行う。

附則

この規程は、平成5年6月23日から施行する。

平成11年5月12日 一部改正 平成17年4月28日 一部改正 平成27年3月 3日 一部改正 平成30年5月31日 一部改正